

書評

諏訪良二譯註・米國連邦取引委員會報告書 『國際石油カルテル』

美濃口時次郎

諏訪良二氏譯註の米國連邦取引委員會の報告書『國際カルテル』(一九五二年刊)が公刊された。

本報告書は右の委員會が石油の國際カルテルと一般に言われているものについて、(一) 一貫經營に集中している米國の大石油會社五社が外國の石油會社二社と協同して一連の國際的獨占協定を締結した事實があるかどうか、(二) 國際石油價格の構造が友好諸國民の經濟に過度の負擔を負わせていないかどうか、またその結果これらの諸國民に經濟的軍事的援助の手をさしおべている米國民に過度の負擔を負わせていないかどうか、(三) 歐洲と中東とに對する價格よりもはるかに安い實費で外國産石油を米國內にダムピングすることが米國の獨立石油生産業者に損害を與えていないかどうかを調査した結果にもとづいて

書かれたもので、第一部では「世界石油産業の資源と集中」が、第二部では「國際石油産業に對する共同支配の發展」第三部では「生産販賣協定」について記されている。

これらの三部の中で本報告書はまず第一部では世界の石油埋藏量、世界の主要原油産出地域、世界の石油精製能力、世界の石油消費と供給、國際石油貿易の態様を統計によって明かにした後に世界石油産業に對する支配の集中について次ぎのように述べている。

「國際石油産業は物理的意味では四つの別個の個々の部門から成り立っている。すなわち原油生産(と探査)、輸送、製造、販賣の部分がこれである。しかし縦斷的集中によって全部門の活動は一貫的集中會社によって行われている。

國際石油産業に對する支配は一貫的集中會社七社の手中にその大部分がおさめられている。米國とソ連とを除いて七社は國際貿易場裡にあらゆる巨大な石油の生産と販賣とを支配している。これらの七社とその關係會社との多くの組合せとグループとが全世界の大部分の地域で共同活動を行っている。七社のうち四社はイラク石油會社の株式の七〇%以上を所有して、このイラク石油會社はまたイラク、カタール、トルシアル、コーストその他の中東地域の小産油地域の石油全部を支配している。また七社のうち四社はアラビアン・アメリカン石油會社の全株式を所有しアラビアン・アメリカン石油會社はまたサウジ・アラビアの全石油を支配している。そしてこの四社の中の二社はバーレン石油會社を所有し、バーレン石油會社はまたバ

イレン島の石油資源を支配している。一社はイランの全石油を獨占的に支配し、また七社の中の他の會社と共同してクニイトの全石油を支配している。七社のうち三社は共同活動と個別活動とを行いながらヴェネズエラと國家獨占國でない他のラテン・アメリカの石油資源の大部分を支配している。七社のうち五社は三つの共同名義で活動しているが蘭領東インドの石油資源の大部分を支配している。

七大國際石油會社はその共同所有にかかる子會社と關係會社との積木を通じて活動している。この相結び合った會社の複合體を通じて大部分の石油を支配しているだけではなくて、海外の石油精製施設、クラッキング施設、輸送施設、販賣施設の大部分を支配している。したがって油井から最後の消費者にいたるまで石油の支配權は相協力した一族もしくは數個族のグループの手中に掌握されている。

國際石油産業においては關係會社の共同所有制はおそらくは他のいかなる企業分野にも見られないほどに廣汎に行きわたっているであろう。大國際石油會社は海外活動だけではなくて米國とカナダにおける活動においても共同所有の手段を用いている。この事實はとくにパイプラインの支配と技術工程上の特許權とをもっている會社に對する支配に關して見られる。したがって米國とカナダとで活動している國際諸會社はその支配が産業に最大の影響をもたらすにちがいない二つの活動部門において國內大會社と共同しているわけである。

また無數の共同所有の諸會社を管理する重役會は種々の喰い

違いを解決し對世界石油政策を樹立する事實上の私的計畫者といつてよい。諸會社の價格政策と生産政策とを決定するために大國際石油會社の重役が相會するということの重要性は、これらの諸會社の諸活動が全世界にわたって石油産業に影響をおよぼすのを避けられない以上、いかなる事情の下においてもこれを見逃すわけにはゆくまい。

共同所有という方法による支配は、大會社の重役がいくつかの重要な關係會社の重役でもあるという事實によつて一層中央集權化されている。この政策立案にたずさわる人々の密接な協力によつて容易に種々の利害關係を調和することができるので海外活動における大會社間の有効な競争の機會を少くする傾向を生み出す。

國際石油會社はまた間接的な重役の結びつきによつて米國石油産業に對する潛勢的勢力圏を擴大している。第三會社の重役會における國際會社の重役と重要國內石油會社の重役との協力はそれ自體としては重要でないかも知れないが、すくなくとも國際會社と國內會社との間に起る喰い違いを調和する機會を與える。

カルテル問題に關してこの高度の集中の意義は集中が價格および生産政策に關する國際協定の擴大とその遵守とを容易にするという事實に存するのである。實際産業が少數の人の手中に集中されることは有効なカルテル活動に缺くことのできない條件と見なしてよい。」

また第二部では「國際石油産業に對する支配の發展」につい

て次ぎのように述べている。

「一九二〇年以前には米國の會社は海外埋藏資源に對しては無關心であつた。また東半球で資源を獲得するその努力は外國政府と民間石油會社との國內および植民政策の制約のために多く不成功に終つていた。しかし一九二〇年以降には將來の米國石油不足に對する不安と海外資源の英蘭兩國の獨占に對する不安という二重の不安に驅り立てられて、米國の會社は海外資源に對して積極的に關心を持ち始めた。また米國石油の原價の上昇と目前の海外大資源の發見ならびに將來の發見の有望性がこの高まつて行く關心を刺戟した。これらの資源の所有者となれば重要消費市場に近接して存在する低廉な石油をそこから迅速に供給することができるのである。

この昂揚して行く關心は米國石油會社の努力となつて實を結び南米、主としてヴェネズエラと中東との龐大な石油資源を獲得することになつた。

海外資源に對する支配は二つのテクニクすなわち共同所有制と原油販賣の長期契約という手段を用いて達成された。中東では七大國際石油會社の利害關係は子會社の共同所有によつて交織されて、各社は一つまたはそれ以上の共同企業にそれぞれ株式を保有していた。この支配の交織關係は、共同所有子會社の設立に先立つて行われた政治的ならびに私的外交折衝の歴史をかえりみて、またこれらの子會社の設立後の管理と運營政策とを分析することによつて明かになる。國際石油會社七社中の五社の中東における利害關係は、かれら相互間にとり交わされ

た原油の長期賣買契約によつてさらに一層緊密に交織されている。大量の石油に關する長期の契約、價格決定方法と販賣條件の特殊の性質、石油販賣を制限する條項の存在などは、これらの契約が通常の商業取引のらちをはるかに越えたものであることを示唆する。

ヴェネズエラでは同國の大量の石油資源と生産とを所有している三つの國際石油會社は、原油の長期賣買契に關連して三社中の二社の生産に制限的統制を課することを企圖した他の諸協定が存在していた。」

またイラク石油會社の共同所有制による共同支配について次ぎのように述べている。

「一九三二年のカリフォルニア・スタンダードのバーレンにおける石油の發見と、一九三三年のサウジ・アラビアにおける大石油利權の獲得とはIPCの三大グループ——アングロ・ペルシア、シェル、NEPC——を非常に狼狽させた。アングロ・ペルシアはバーレンとサウジ・アラビアとがアングロ・ペルシアのイランにおける龐大な石油權益に隣接しているために非常に驚愕した。IPCの支配下でない赤線内の生産はいずれもアングロ・ペルシアのイランの權益を脅威するものであるとアングロ・ペルシアは考へた。シェルとNEPCはバーレンまたはサウジ・アラビアからの『統制されない』石油はヨーロッパと極東市場にその販路を求めざるを得なくなつて價格を不安定にし現存の市場協定を破壊することを恐れて關心を拂つた。約七ヶ年間（一九三二—一九三九）これらの三社は個々にまた協

同してIPCの他のグループと交渉を重ねてこの利権の仲間入りないしこの石油の處理に關する何らかの發言權を得るような工夫をはかった。しかし長期にわたる交渉にもかかわらず、ビッグ・スリーはこの期間中にIPCの他のグループともまたカリフォルニア・スタンダードとの間にも満足な取り極めを結ぶことができなかった。かれらの失敗の原因の大半はカリフォルニア・スタンダード石油會社と直接交渉することを禁止した赤線協定に因るものといふことができる。

一九三二年および一九三三年にアングロ・ペルシアがカリフォルニア・スタンダードに對する對抗手段としてパーレンとサウジ・アラビアとの兩利權を獲得しようとしたとき、赤線協定はアングロ・プロシアの單獨行動を阻止した。このためにカリフォルニア・スタンダードはサウジ・アラビアの廣大な利權を獲得しその後パーレンの利權地域も擴大した。カリフォルニア・スタンダード石油會社が赤線地域内に重要な利權を所有するにおよびビッグ・スリーは一九三四年に赤線協定を改正してパーレンとサウジ・アラビアとの大部分をこれから除外しようと試みた。これはビッグ・スリーに對してカリフォルニア・スタンダードとの自由折衝を許すことになる。しかしフランス人とグルベンキアンとは赤線協定をIPCにおけるかれらの法的要塞と見なし満足な代償を受取らずして赤線地域からこのような廣大な地域を除外することを欲しなかつた。赤線の變更案はフランス人とグルベンキアンとから除外地域から得られる石油に對するかれらの比例的分け前を獲得する機會を奪うかも知れ

ないものであつた。かれらは受諾をすることのできる代償を受取ることなくしてはこのような提案を受諾しようとしなかつた。かれらが求めた代償はイラク原油の低價格であつた。しかしビッグ・スリーはかれらが主たる販賣先であるフランスでフランス人が製品價格引下げの手段にこの低價格を利用することをおそれて高價格を望んだ。一九三六年二月にかれらはイラク原油を低價格に定めることに同意し一方フランス人とグルベンキアンもビッグ・スリーがカリフォルニア・スタンダードとさらに折衝を繼續することに同意した。

ビッグ・スリーは價格問題でフランス人との間に協定を結ぼうと試みると同時に、またカリフォルニア・スタンダードと折衝していた。これらの交渉は最初は不成功に終つていたようである。

價格問題の妥結後ビッグ・スリーはIPCや他のグループに分け前を興えないでパーレン油を買うことのできるような協定を結ぼうと努めた。フランス人とグルベンキアンとはすべての購入石油についてかれらの比例的分け前を要求した。二つの赤線区域内で生産される原油からの製品に赤線協定が適用されるかどうかという一層複雑な問題でグループはかれら自體の間で一致した意見に到達することができなかった。こうして一九三七年末まで交渉は行き詰りに陥つた。またニュージャージー・スタンダードは結果の見透しがはっきりするまで赤線放棄の交渉に熱心でなかつた。カリフォルニア・スタンダードはパーレンに製油所をほとんど完成させた。同社はテキサス會社のスエ

ズ以東の販賣組織に二分の一の権利を買い取っていた。(これに對してテキサスはバーレンとサウジ・アラビアとの利權の二分の一の権利を得た。) ジャージー・スタンダードは新カルフォルニア・テキサス會社がインド市場への進出計畫を持っていることを承知していた。

一九三八年にシェルはグルベンキアンを除く全グループをIPCに代ってバーレンの原油および製品を購入する権利を持った代理者にIPCが任命することを提言した。しかしグルベンキアンは猛烈に反對して法廷で事件の審理を求めるといって威嚇した。法廷での審理に持ちこむことは赤線協定の曝露ともなりかねないのでグループは困惑した。グループは法廷審理の危険を冒すのによまざるとして、一九三八年正月にグルベンキアンを含む全當事者をIPCの代理者とし、バーレンから購入した石油を基本比率に基づいて受取ること同意した。すべての他のグループに通告すればいずれのグループも購買は自由であった。代理協定とよばれるこの協定は正式書類の調印は行われなかったが、明らかに一九三八年と一九三九年との間に實施された。しかし代理協定はビッグ・スリーの望んだところにはか及ばなかった。そしてかれらは新協定の取り極めを準備していたが、第二次世界大戦のために一九三九年末に討議は打ち切られた。

かくして結局IPCのグループの間の競争を制限する目的で採擇された赤線協定はメンバー以外の者の競争の機先を制しようとしたとき却って逆になって自分たちが手を焼く始末になった。

た。」

「イラク石油會社の歴史と發展とは共同所有を通じて行う共同支配の進展を示す顯著な事例である。大國際石油會社は共同所有のメカニズムを通じて活動することによって競争を効果的に抑制することができた。

IPCは獨立の會社として運営されないで本質的には同社の所有者たちの間の原油生産と分配との協力體であった。メンバー・グループに對して人為的に原油の低價格を設定するやり方の結果として會社の利潤は名目的な水準に維持された。すなわち英國政府に對するIPCの納稅責務を低くしてIPCの運営から生ずる利潤の大部分をグループの精製販賣子會社が取得できるようなやり方であった。

IPCの起源は一九〇〇年初頭にさかのぼるが、第一次世界大戦までは同社は世界石油界で重要な存在でなかった。抑制取り極めは會社設立の初期に生れた。すなわち一九一四年の外務省協定がこれであった。しかし概して重要な制限は二〇年代の中頃までは現われなかった。

米國の石油會社が中東の石油利權に初めて關心を抱いた二〇年代の初期には、かれらはいわゆる『門戸開放』政策を大いに強調して事實上この政策の受諾をIPC参加の必要條件としたのであった。米國會社はこの點について米國政府の積極的支援を受けた。當初は『門戸開放』政策は差別なしに如何なる會社でも、委任統治領とくにメソポタミアの石油利權を獲得する自由を意味するものと廣く解されていた。この政策は石油利權に

對する各會社間の積極的競争を促進して石油利権の獨占が樹立されるのを阻止するように仕組まれていた。しかし『開かれた門戸』はI.P.C.の所有者たちの一連の熟慮を重ねた組織的行動によって漸次閉鎖されていった。最初の行動はT.P.C. (後にI.P.C.)とイラク政府との間の一九二五年三月一四日の利権協定であつて、この協定はI.P.C.のメンバー以外のものが競争入札に開放されることになつていた地域で賃借權または利権を獲得するのを事實上不可能にすることであつた。これらの地域に對する競争は公開またはセリ入札から封緘入札に變更されI.P.C.が封緘入札の開札權と裁定權とを興えられた。『開放』案の原案では公開セリに提供される鑛區の入札をI.P.C.が行うことは禁じてあつた。しかしこの禁止條項は一九二五年の利権協定から削除された。こうしてI.P.C.は、(a)利権協定によつて入札から生ずる全収入はI.P.C.の所得となり、(b)送附された入札に對抗して自分自身に利権を落す裁定權も持つたので第三者をセリ落すことができた。第二に一九二八年にグループが赤線協定に調印してI.P.C.を介する以外には協定地域内の石油の生産または購入に利害關係を持たないことに同意したときにかれらはさらにかれら自體の活動に關する限り『開かれた門戸』を閉鎖した。最後に一九三一年の利権協定は第三者に提供される鑛區の選定に對するすべての關係規定を削除して、グループ自體に對してだけでなくすべての者に對しても門戸を閉ざして、イラクの廣大な地域にわたる獨占をI.P.C.に與えた。それまで強く推し進められていた『門戸開放』政策は、實際上の運營原則とし

てのその適性についてただ一回のテストを行うこともなくその後は抹殺された。

『門戸開放』政策が初めて提唱された一九二二年とそれが抹殺されようとしていた一九二七年との間の期間に世界の石油事情に急激な變化が生じた。一九二二年に廣く傳播していた石油不足の不安は、石油過剰に當面して消滅してしまつた。國際石油會社は石油資源の開發競争を行う代りに、生産制限と世界石油市場の分割とにその眼を轉じた。

一九二八年の米國グループのI.P.C.に對する參加承認とともに、四大國際石油會社(アングロ・メラニアン、ロイヤル・ダッチ・シェル、スタンダード石油會社およびソコニー・ヴァキウム)は初めて共同事業のために結びついた。ニア・イースト・デイヴエロブメント會社(N.E.D.C.)を通じて一體となつて活動していた米國グループはアングロ・イラニアンおよびロイヤル・ダッチ・シェルと並んでI.P.C.の運營政策を必然的に支配し策定する三大グループを構成した。

I.P.C.の重要な制限的性格を示すものは一九二八年の赤線協定であつて、I.P.C.のメンバー・グループがかれら相互間およびかれらとI.P.C.との間で舊オットマン帝國や大部分を包含する地域で利権競争をなすことを阻止した。」

この報告書はなおこの外にも「中東における石油の賣買による支配」「ヴェネズエラにおける石油の賣買による共同支配」についてもこれと同様のことを正確な資料にもとづいて詳細に述べている。その上にかかる石油カルテルの協定の内容につい

てもきわめて詳細に正確に記述しているので、カルテルとくに  
國際カルテルが如何に行い得るかについて知りたいと思っ  
ている者にとってはきわめて貴重な資料であると言わざるを得  
ない。また石油の壓迫によって石炭業が世界を通じて斜陽産業

になっている今日では、この報告書はこの意味においても貴重  
な資料であると思われる。

(一橋大學教授)